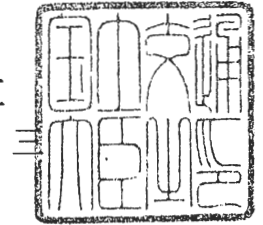


# 付 議 書

国河政第480号  
平成19年2月15日

社会資本整備審議会会長  
森下洋一 殿

国土交通大臣  
冬柴鐵三



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

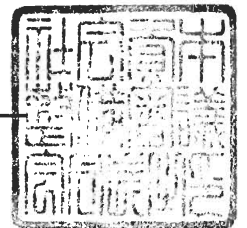
標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）  
第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更若しくは  
廃止を行いたいので、同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会  
の意見を求める。



国社整審第18号  
平成19年2月23日

河川分科会  
分科会長 西谷 剛 殿

社会資本整備審議会  
会長 森下 洋



#### 河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

平成19年2月15日付国河政第480号により、当審議会の意見を求められた「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。